

議案第 6 8 号

北名古屋市と名古屋市との間の公共下水道の使用料の徴収に関する事務の委託に関する規約の制定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 1 項の規定により、北名古屋市と名古屋市との間の公共下水道の使用料の徴収に関する事務の委託に関する規約を別紙のとおり制定することについて、議会の議決を求める。

平成 2 3 年 1 2 月 1 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、名古屋市の水道事業の給水区域（久地野地区の一部）における公共下水道の使用料の徴収に関する事務を名古屋市に委託することに伴い、本規約を定めるため必要があるからである。

北名古屋市と名古屋市との間の公共下水道の使用料の徴収に関する
事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、北名古屋市(以下「甲」という。)は、名古屋市水道給水条例(昭和22年名古屋市条例第34号)第1条第2号に掲げる区域における北名古屋市下水道条例(平成19年北名古屋市条例第27号)第26条第1項の規定に基づく公共下水道の使用料(以下「使用料」という。)の徴収に関する事務のうち、次の各号に掲げる事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を名古屋市(以下「乙」という。)に委託する。

使用料の調定

使用料の納入の通知

使用料の収納

使用料の還付

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、甲の条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

(経費)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担する。

2 前項ただし書の費用の額及び支払の時期は、甲及び乙が協議して定める。

(収入の帰属)

第4条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する使用料は、全て甲の収入とする。

(条例等の制定又は改廃の場合の措置)

第5条 委託事務の管理及び執行について適用される甲の条例等を制定又は改廃しようとする場合においては、甲は、あらかじめ、その旨を乙に

通知しなければならない。

(その他必要な事項)

第6条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定める。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。